

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機設計及び工事計画）【16】

2. 日 時：令和3年11月10日 10時05分～12時15分

3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

忠内安全管理調査官、植木主任安全審査官、千明主任安全審査官、
服部（正）主任安全審査官、宇田川安全審査官、大野安全審査専門職、
服部（靖）安全審査専門職、日南川技術参与

事業者：

中国電力株式会社 電源事業本部部長（電源建築）他22名

5. 要旨

（1）中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号機の設計及び工事の計画認可申請書のうち、耐震性に関する説明書（耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針等）について、令和3年11月5日の提出資料に基づき説明があった。

（2）原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針】

「表2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類」について、「関連配管」など異なる耐震クラスで同一の名称を記載している場合には、それぞれの耐震クラスが適用される範囲を明確にすること。

「表2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類」について、主蒸気隔離弁漏えい制御系など今回撤去する設備についても記すこと。

設計基準対象施設、設計基準対象施設を兼ねる重大事故等対処設備、常設重大事故防止設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）、常設重大事故緩和設備、常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）の関係性について、図式化する等により簡潔に説明すること。

「表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類施設」について、*1が付されている設備の波及的影響評価の考え方（間接支持構造物への波及的影響評価を実施する）に対する、*1が付されていない設備の波及的影響評価の考え方を説明すること。

サイフォンブレイク配管について、重大事故等対処施設だけではなく設計基準対象施設のSクラス設備にも分類されることを明確にする

こと。

非常用取水設備や230V系充電器（常用）等について、重大事故等対処施設としての設備分類が、常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）ではなく、設計基準対象施設を兼ねる常設重大事故緩和設備に分類される理由を説明すること。

車両型の間接支持構造物はどのようなものであるか及びその有無を明確にすること。

【ダクティリティに関する設計方針】

「鉛直荷重、温度荷重、地震時荷重等を適切に組み合わせる。」について、鉛直荷重は地震時荷重としても発生するため、ここで示す鉛直荷重の発生要因を説明すること。

「溶接材料は、溶接継手部が母材と同等の性質が得られるよう選定する」について、その性質の詳細を説明すること。

(3)中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

なし